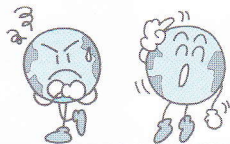


施行令第2条第3項

第3号の2との整合を図るため、現行規定では1日の冷凍能力が3トン以上の冷凍機としていたところを、この度の改正では、不活性のフルオロカーボン冷媒ガスとする冷凍機については冷凍能力5トン以上の冷凍機とする旨が新たに規定されました。



〈経過措置〉

この省令は、平成16年12月17日で施行されましたが、次の経過措置が規定されています。

従って、本改正前に設置された300トン以上の“いわゆるユニット型冷凍設備”に準拠した冷凍設備については、法で規定する“いわゆるユニット型冷凍設備”の対象とはなりません。

よって、従前どおり、冷凍保安責任者及び同代理者の選任が必要となります。

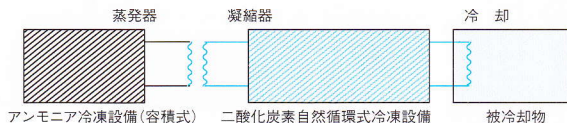
（経過措置）

この省令の施行の際現に高圧ガス保安法第5条第1項第2号の許可を受けている製造施設（製造設備が可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒ガスとするもので、当該製造設備の1日の冷凍能力が300トン以上である製造施設に限る。）については、この省令による改正後の冷凍保安規則第36条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〈参考1〉

機械圧縮式冷凍設備と自然循環式冷凍設備を組み合わせた製造設備のイメージ図
(冷凍規則第5条第5号関係)

アンモニア冷凍設備により、二酸化炭素を冷媒ガスとする自然循環式冷凍設備の冷媒ガスを冷凍する製造設備の例



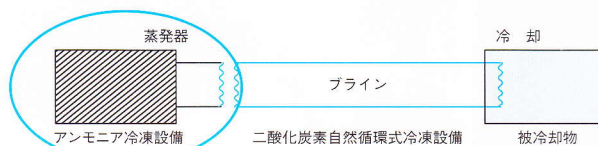
*この組み合わせの製造設備は、アンモニア冷凍設備が運転されない限り、二酸化炭素自然循環式冷凍設備は冷凍の機能がありません。また、この製造設備は、アンモニア冷凍設備以上の能力は発揮しませんので、**二酸化炭素自然循環式冷凍設備の冷凍能力を“0”**としています。

〈参考2〉

冷凍保安責任者の選任不要施設の改正イメージ.....アンモニア冷凍設備関係
(冷凍規則第36条第2項第1号及び同号ロ関係)

〔従来(改正前)の基準〕

条 件：被冷却物をブラインによって冷凍する製造設備

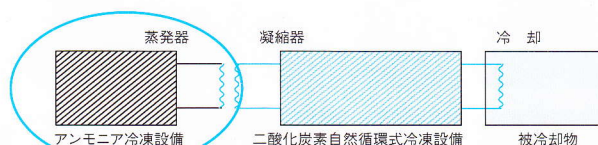


↑ 冷凍保安責任者の選任不要施設(いわゆるユニット型製造設備)

〔改正後の基準〕

条 件：被冷却物を二酸化炭素を冷媒ガスとする自然循環式冷凍設備の冷媒ガスにより冷凍する製造設備

(従来の基準に追加)



↑ 冷凍保安責任者の選任不要施設(いわゆるユニット型製造設備)

冷凍空調施設工事事業所の
認定受付は年2回!



確かな技術で発展する

高圧ガス保安協会(KHK)では、冷凍空調施設の設置・修理工事及びフルオロカーボンの回収を実施する事業所のうち、KHKが定めた条件を満たし、保安レベルが高いと認められる事業所を認定しています。

詳しくはこちら▶ **高圧ガス保安協会** 冷凍空調課
〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル
TEL.03-3436-6103 ●<http://www.khk.or.jp/>

自主保安・定期検査 安全弁作動試験・圧力検査は 完了していますか?

安全弁・圧力計の
定期検査修理

添付書類

- 1) 検査証明書
- 2) 同上台帳
- 3) 当社基準圧力計検査証
- 4) 同上トレーサビリティ証明書

- 30年の実績
- 最短3日で納品
- 全国配送可能
- 移動試験車保有
- 現場施工可能
- アンモニア設備取扱可能

株式会社 小谷野製作所

ホームページでご確認下さい

<http://www.koyanomfg.com>

〒334-0012 埼玉県鴻巣市八幡木2-25-12 TEL.048-282-5514 FAX048-282-0949
(担当:コヤノ) 携帯 090-3699-4477 Eメール hiro@koyanomfg.com